

**障がい者差別解消法を「ご存じ」  
ですか**

【問合せ】福祉課 障がい福祉係

☎77316667

FAX・77316723

障がい者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、平等に生きる社会をつくることをめざし、平成28年4月に施行されました。

**対象となる人は**

障がい者手帳を持つ人だけではなく、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいがあり、障がいや社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。

**「不当な差別的取り扱いの禁止」と**

**「合理的配慮の提供」**

障がい者差別解消法では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

**不当な差別的取り扱いとは**

正当な理由なく障がいがあるという理由だけでサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるような行為です。

**具体例**

・「障がいがある」という理由だけでスポーツクラブに入れてもらえない、アパートを貸してもらえないなど

・入店時に、車いすを利用しているという理由で断られた

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」

	国の行政機関・地方公共団体など	民間企業など
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

**合理的配慮とは**

合理的配慮は、障がいのある人から「社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としている」との意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応する配慮のことです。

**具体例**

・車いす利用者が、建物の入り口に段差があり進めない場合、可動式のスロープなどを使って補助する  
・意思を伝えあうために、絵や写真などのカード、タブレット端末などを使う  
※福祉課窓口ではタブレット端末を設置しています。ご活用ください

**介護保険料の算定・決定通知書の送付**

【問合せ】

介護保険課 介護保険係

☎77316675

**介護保険料の算定**

保険料は、世帯状況や市民税の課税の状況、平成30年1月1日～12月31日の年金の収入額、所得金額から算定します。

納付方法には、特別徴収と普通徴収の2種類があります。

**特別徴収（年金天引き）**

平成30年度の保険料を年金天引きで納めていた人や、4月から年金天引きが始まる人が対象です。特別徴収には仮徴収と本徴収があります。

**仮徴収（4月・6月・8月分）**

前年度の保険料をもとに、仮算定した額で年金から天引きします。この措置は、納付回数を増やすことに

より、1回当たりの納付額を低く抑えるために行います。

**本徴収（10月・12月・平成32年2月分）**  
平成31年度保険料の決定額から、仮徴収の額を差し引いた額を、3回に分けて年金から天引きします。

**普通徴収（納付書・口座振替）**

65歳になったばかりの人や転入したばかりの人、年金受給額が18万円未満の人など、年金天引きの要件に当てはまらない人が対象です。

保険料は6月～平成32年3月の10回に分けて納付していただきます。4月・5月の納付はありません。

**介護保険料の通知書**

平成31年度の介護保険料決定通知書は、6月にお送りします。

**コンビニ交付サービスが一時  
停止します**

【問合せ】市民課 市民係

☎77316661

電子機器のメンテナンスのため、コンビニエンスストアで住民票・印鑑証明・所得証明などの証明書が発行できなくなります。ご注意ください。

**停止日**

4月9日（火）～11日（木）（終日）